

公立大学法人青森公立大学旅費規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程第 84 号

改正 平成 24 年 3 月規程第 9 号
改正 令和 7 年 3 月規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の業務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 2 条で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- (5) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する事務職員給料表による当該級の職務及び同表の適用を受けない者について別に定めるこれに相当する職務をいうものとする。

- 3 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第68条第4号に掲げる懲戒解雇又はこれに準ずるものとして理事長が定める理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定する旅費は支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当するものを除くほか、別に定めがある場合その他法人の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令に関する帳票により行わなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国へ出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 15 内国旅行のうち第25条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの現定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のため勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生

じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを理事長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅費についての前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項、様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、理事長が定める。

（証人等の旅費）

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定める範囲内において、その都度理事長が定める旅費とする。

（鉄道賃）

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

（1）その乗車に要する運賃

（2）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3）理事長、副理事長、理事（理事以外の職を兼ねる者を除く。）及び監事（以下これらを「役員」という。）が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（4）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行であつて、片道 100 キロメートル以上のもの又はその目的地が八戸市であるもの（八戸市を経由する旅行を含む。）
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの
- 3 第 1 項第 4 号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第 16 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 3 階級又は 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員については上級の運賃、9 級以下の職務にある者については 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には中級の運賃、2 階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (4) 役員が第 2 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第 1 号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第 17 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第 18 条 車賃の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第 12 条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第 19 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

- 2 鉄道 100 キロメートル未満、水路 100 キロメートル未満又は陸路 100 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。
- 3 水路 50 キロメートル未満又は陸路 50 キロメートル未満の旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前 2 項の規定にかかわらず、日当は、支給しない。
- 4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行について、鉄道及び水路又は陸路にわたる旅行の場合は、水路又は陸路 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルと、水路及び陸路にわたる旅行の場合は、水路 1 キロメートルをもって陸路 1 キロメートルとみなして、前 2 項の規定を適用する。

(宿泊料)

第 20 条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第 1 の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 21 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第 22 条 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
 - 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第 23 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分及び勤務地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の住所又は居所から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなし前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行の範囲並びに日額旅費の額及び支給条件は、別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

(勤務地内旅行の旅費)

第26条 勤務地内における旅行については、別に定める。

(勤務地外の同一地域内旅行の旅費)

第27条 勤務地外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路100キロメートル又は陸路100キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得

ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 第19条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の発令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第30条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この条及び第34条において「改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」という。）の規定を準用する。この場合において、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定中「指定職の職務にある者」とあるのは「理事長、副理事長、理事（理事以外の職を兼ねる者を除く。）及び監事」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第31条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(その他)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 この規程に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、改正前の国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（平成3年青森地域広域事務組合条例第9号）において準用する青森市職員等の旅費に関する条例（平成17年青森市条例第60号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の公立大学法人青森公立大学旅費規程第15条第2項第1号の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年規程第 2 号）

（施行期日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条関係）

区分	日当 （1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）		食卓料 （1 夜につき）
		甲地方	乙地方	
役員	2, 8 0 0 円	1 3, 9 5 0 円	1 2, 5 5 0 円	2, 8 0 0 円
6 級以上の職務に ある者	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円	2, 6 0 0 円
5 級以下の職務に ある者	2, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円	2, 2 0 0 円

備考(1) 宿泊料の欄中甲地方とは、市制施行地をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

(2) 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 2（第 22 条関係）

区分	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上 100 キ ロメー トル未 満	鉄道 100 キ ロメー トル以 上 300 キロメ ートル 未満	鉄道 300 キ ロメー トル以 上 500 キロメ ートル 未満	鉄道 500 キ ロメー トル以 上 1, 000 キロメ ートル 未満	鉄道 1, 000 キロメ ートル 以上 1, 500 キロメ ートル 未満	鉄道 1, 500 キロメ ートル 以上 2, 000 キロメ ートル 未満	鉄道 2, 000 キロメ ートル 以上
役員	139, 500 円	160, 500 円	198, 000 円	244, 500 円	324, 000 円	340, 500 円	364, 500 円	423, 000 円
6 級以上 の職務に ある者	126, 000 円	144, 000 円	178, 000 円	220, 000 円	292, 000 円	306, 000 円	328, 000 円	381, 000 円
5 級以下 の職務に ある者	107, 000 円	123, 000 円	152, 000 円	187, 000 円	248, 000 円	261, 000 円	279, 000 円	324, 000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメー
トルとみなす。